

【取扱い厳重注意】

697

平成24年4月9日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 神藤正嗣

平成24年4月6日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

内閣府原子力被災者生活支援チーム放射線班長 茶山秀一

2 聴取日時

平成24年4月6日午後4時から午後5時11分まで

3 聴取場所

経済産業省別館2階

4 聴取者

事務局 神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

汚染碎石流通について（別紙のとおり）

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別 紙

1 被聴取者の身分

被聴取者は、原子力災害被災者支援チーム放射線班長の茶山秀一氏である。

2 5月26日付け福島県土木部長による依頼に対する回答について

支援チームでは、5月26日付けの依頼（「福島県内の公共工事で使用する資材等の取り扱いについて」、公共工事における再利用、廃棄物、資材に関する放射性物質基準や対応方法を示すよう依頼する内容）の内容から、国土交通省が主たる担当になるであろうと考え、同省に対し、回答振りを相談したが、国土交通省は、放射性物質に関する事項について、積極的に取り組んでくれそうな感じではなかった。

支援チームでは、それ以上強く国交省に働きかけるということをせず、その後、環境省等と相談しながら、回答案の検討を行っていたが、廃棄物の再利用や処分基準について、6月3日に原子力安全委員会から基本的考え方（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」）が示され、その後、環境省からも廃棄物の処理基準等が示された。また、資材については、その当時、汚泥を利用したセメント以外に放射性物質が濃縮されるルートが考えられず、問題が具体化しているものがなかったことから、同じような考え方を示したところで、放射線防護上の付加価値はなく意義が乏しいと考えていた。

そうしているうちに福島県からの依頼に対する回答の催促もなくなり、結局、この福島県の依頼に対する回答は行っていない。

～Q. 検討している中で回答を失念していたのではないか。～

回答を失念していたわけではない。